

持続的な森づくり推進事業実施要領

第1 趣旨

本事業は、水源かん養や災害の防止など森林の持つ公益的機能を持続的に維持・増進し、健全な森林を次世代につないでいくため、所有形態が小規模・分散化した森林を集約化して一体的な森林管理が見込まれる人工林の区域において、持続的な森林管理のために必要な基盤整備等に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。

なお、補助金の交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、大阪府林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び大阪府林業関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

(1) 事業主体

森林所有者から森林施業の委託を受けた林業事業者

(2) 事業対象

次に掲げる項目の全てを満たす森林の区域を対象とする。

ア 集約化により一体的な森林管理が可能な、区域面積が概ね100ha以上の森林であること。

イ 森林法第11条に基づく森林経営計画が作成され、計画的な間伐や木材搬出が見込まれること。

ウ 森林所有者や林業事業者が、本事業により整備した基盤施設等を活用し、森林経営を長期にわたって継続的に実施する見込みがあること。

(3) 事業内容

第2の(2)の事業対象に定める森林内において基幹となる作業道の耐久性向上や施業の効率化のために行う下記の整備

ア 路面工

イ 排水施設の設置

ウ ブロック積工

エ 法面保護工

オ 木材の集積土場の整備

カ その他上記と併せて行う必要があると認められる整備

第3 補助対象経費及び補助金額の算定

事業の補助対象経費は第2の(3)に定める整備に要する経費とし、補助金額の算定は、毎年度、知事が別に定める作業種ごとの単価に基づき、算出した額とする。

なお、定めのない作業種で、現地の状況等から必要なものとして事業者が積算し、知事が適切と認めた単価についても補助金額の算定に用いることができる。

第4 事業計画書の提出

- 1 事業の実施を予定する者は事業の実施に先立ち、持続的な森づくり推進事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画」という。）を、第2の(2)の事業対象に定める森林の所在地を所管する次の表に掲げる各農と緑の総合事務所の長（以下「所管事務所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

対象森林の所在地	所管事務所長
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	北部農と緑の総合事務所長
大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市 大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市 交野市	中部農と緑の総合事務所長
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町 千早赤阪村	南河内農と緑の総合事務所長
堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市 和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町 熊取町、田尻町、岬町	泉州農と緑の総合事務所長

- 2 所管事務所長は、前項により提出された事業計画について適切と認める場合は、予算の範囲内でこれを承認し、その旨を事業主体に通知する。
- 3 事業主体は、事業計画の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、事業変更計画書（様式第2号）を所管事務所長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 事業主体は、事業計画を中止し、又は廃止する場合は、事業計画中止（廃止）申請書（様式第3号）を所管事務所長に提出し、承認を受けなければならない。

第5 補助金の交付申請

第4による承認を受け、補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき補助金交付申請書を作成し、次の書類を添付して所管事務所長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 対象経費算出根拠資料（積算図書、図面等）
- (3) 整備箇所の現況写真
- (4) 当該市町村の認定を受けた森林経営計画書の写し
- (5) 第6に規定する様式に、森林所有者及び事業主体が記名押印した協定書
- (6) その他知事が必要と認める書類

第6 協定の締結

- 1 事業主体は、事業実施に当たり、所管事務所長及び林業事業体に森林施業を委託した森林所有者の3者で、長期的な森林施業と基盤施設の利用等に関する協定（様式第4号）を締結する。
- 2 協定の期間は、事業実施年度から起算して20年を経過する年の年度末とする。

第7 補助金の交付決定

所管事務所長は補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、規則第5条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第6条及び交付要綱第4条に規定する条件のほか次に掲

げる条件を付して書面により、補助金交付申請者に通知する。

- (1) 事業主体は、提出した事業計画書に基づき、事業を実施する。また、協定の期間中、森林経営計画を変更又は新たに策定する場合で、事業計画の内容の変更が必要となる場合は、所管事務所長の承認を得なければならない。
- (2) 事業主体は、協定の期間中、第4の1により承認を受けた事業対象区域（以下、事業対象区域）の森林について当該森林所有者から森林施業を受託し、森林法第11条の規定に基づく森林経営計画に即して森林施業を計画的に行わなければならない。
- (3) 事業主体は、協定の期間中、協定に基づき事業対象区域の森林を適正に管理しなければならない。

第8 実績報告

事業主体は、規則第12条の規定による実績報告書を作成し、次の書類を添付して所管事務所長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 施工位置図及び平面図
- (4) 施工状況写真
- (5) 第6に規定する協定書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

第9 関係書類の整備

事業主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して10年を経過するまでの間、保管しなければならない。

第10 報告及び検査等

知事は、必要があると認めるときは、事業主体に対して事業の報告を求め、または関係職員に命じ、第9で定める帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等を検査させることができる。

第11 決定の取消し

知事は、事業主体が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 規則第15条第1号の各号に該当するとき。
- (2) 森林以外の用途への転用や事業計画の中止などの理由により第6で定める協定の目的が達成できないとして知事がこれを解除し、以後も対処の余地なく、本事業により整備した基盤施設等の活用が全く見込めないと認めるとき。

第12 雑則

この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。